

- ➡ 以下の各セクションでは、各手続きにあたって、すべきこととその方法の詳細を示しています。
- ➡ 氏名および保険を証明するために提示する書類はすべて、登録証に記載される氏名と一致していなければなりません。
- ➡ アスタリスク (*) の付いた用紙は、各DMVおよび以下のWebサイトで入手可能です：dmv.ny.gov。売上税フォーム (sales tax form) は、NY州税務財政局(Department of Taxation and Finance)からも入手可能です。

新規登録

NY州での車両新規登録には、以下の必要書類をDMVオフィスに持参ください：

1. 必要事項を記入した車両登録／権利申請書(Vehicle Registration/Title Application) (form MV-82*)。
2. 所有権を証明する書類 (P3参照)。所有者が2名以上いる場合は、Statement of PartnershipまたはJoint Ownership (form MV-83T*)。
3. 登録者名義のNY州保険証 (P3参照)。
4. 検査証明書(Proof of inspection) (P4参照)。
5. 売上税納税済の証明(sales tax clearance)、または売上税フォーム(P4参照)。
6. 身分証明書：有効な写真付きのNY州運転免許証、仮運転免許証または非運転者用IDカード、またはform ID-82* (Proofs of Identity for Registration and Title)を参照のこと。
7. 車両がリムジンである場合、または改造されている場合、**DMVオフィスでは登録/権利書の手続きはできない**。申請書は郵送で提出する必要がある (4ページを参照)。
8. 法人が車両登録する場合、法人設立を証明する書類(P4参照)。
9. パートナーシップが車両登録する場合、パートナーシップを証明する書類(P4参照)。
10. 2名で車両を登録する場合、各自がform MV-82* section 1への記入と、section 6への署名を行い、IDを提出すること。
11. 登録者が車両の所有者でない場合、所有者がform MV-82* section 3への記入、署名を行うこと。所有者は、所有者の氏名および生年月日を証明できる書類 (「新規登録」No.6を参照)、および有効な車両の所有権を証明する書類 (P3参照)を提出のこと。
12. 車両が以下の条件に当てはまる場合、走行距離計開示書 (Odometer Disclosure Statement)を提示すること：2011年以降に製造されたモデル、かつ製造年から20年以内に譲渡される車両。例えば：
 - 2011年モデルの車両の場合、2011年から2030年の間に譲渡されていれば走行距離計開示書が必須。
 - 2018年モデルの車両の場合、2018年から2037年の間に譲渡されていれば走行距離計開示書が必須。所有権を証明する書類にOdometer Disclosure Statementが含まれていない場合、新所有者と売主はform MV-103* 内Disclosure Statement sectionに記入、署名すること。
13. 所有権を証明する書類がNY州発行且つ、車両が製造年より8年以内の場合、損害開示書(Damage Disclosure Statement)を提出すること。所有権を証明する書類にDamage Disclosure Statementが含まれていない場合、新所有者と売主は、form MV-103*のDamage Disclosure Statement内Sectionに記入、署名すること。
14. 売渡証(bill of sale) (P4「売上税納税済の証明」参照)。
15. 個人、パートナーシップ、または法人が車両の購入、売却、登録を委任状(Power of Attorney)で行う場合、Power of Attorneyの原本。(P4「委任状(Power of Attorney)」参照)。
16. 支払い。料金は現金、小切手、モバイルペイ (Apple Pay、Google Pay、またはSamsung Pay)、郵便為替、またはクレジットカード (Visa、Mastercard、American Express、またはDiscover) で支払い可能。支払いはクレジットカード所有者の立ち会いが必要。

再発行

登録証を紛失、破壊、破損した場合の必要書類は以下の通り：

1. 必要事項を記入したVehicle Registration/Title Application (form MV-82*)。
2. 車のナンバープレートの1枚を紛失した場合には、残りのナンバープレートと、記入済みの「免許証・許可証・プレートの紛失証明書」 (form MV-1441.3*)を提出すること。
3. 犯罪により登録証またはナンバープレートを紛失した場合、警察機関発行の文書または「車両物品紛失・盗難・没収報告書(Report of Lost, Stolen or Confiscated Motor Vehicles Items)」 (form MV-78B)の提出により登録証またはナンバープレートは無料で再発行可能。
4. 身分証明書の提示 (「新規登録」No.6を参照)。
5. ナンバープレートを交換する場合、登録者名義のNY州保険証を提示すること。(P3「保険加入を証明する書類」参照)。
6. 所定費用の支払 (上記No.15参照)。

変更 登録書類・権利書に記載されている情報を変更する場合の必要書類は以下の通り：

1. 必要事項を記入したVehicle Registration/Title Application (form MV-82*)。
2. 1973年以降に製造された車両については、Certificate of Title (form MV-999)。
3. 登録者または所有者の身分証明書の提示 (「新規登録」No.6を参照)。
4. 氏名、パートナーシップ、車両年式、車両識別番号、または登録クラスの変更については、以下の通り：
 - a. 検査証明、必要とされた場合 (P4参照)
 - b. 変更証明
 - c. 保険証書
5. 所定費用の支払 (「新規登録」No.15参照)。

更新 車両登録の際に必要な書類は以下の通り：

1. 記載済のVehicle Registration Renewal invitation (form MV-3又はOP-3)。書式が入手できない場合、または書式の情報を修正する必要がある場合は、必要事項を記入したVehicle Registration/Title Application (form MV-82*)と身分証明書(P1「新規登録」No.6を参照)を提出すること。
2. 身分証明書：有効な写真付きNY州運転免許証、仮運転免許証、または非運転者用IDカード、またはform ID-82* (Proofs of Identity for Registration and Title)を参照のこと。
3. 車両がリムジンである場合、または改造されている場合、**DMVオフィスでは登録/権利書の手続きはできない**。申請書は郵送で提出する必要がある(4ページを参照)。
4. NY州保険証(P3参照)。
5. 検査証明書、必要な場合(P4参照)。
6. 所定費用の支払(P1「新規登録」No.15参照)。

ナンバープレートの引継ぎ 別の車両に引き継ぐときに必要な書類は以下の通り：

1. 必要事項を記入したVehicle Registration/Title Application (form MV-82*)。
2. 所有権を証明する書類(P3「提出可能な証明書」参照)。
3. 登録者名義の有効なNY州保険証。保険証はナンバープレートを譲渡する車両のものであること(P3参照)。
4. 検査証明書(P4参照)。
5. 売上税納税済の証明(P4参照)。
6. 身分証明書の提示(P1「新規登録」No.6を参照)。
7. 登録者が車両の所有者でない場合、所有者がVehicle Registration/Title Application (form MV-82*) Section 3に記入、署名を行うこと。所有者は、所有者の氏名および生年月日(P1「新規登録」No.6参照)、および車両の所有権を証明する書類(P3参照)を提出すること。
8. 所定費用の支払(P1「新規登録」No.15参照)。

権利書のみを申請し登録は行わない場合

- 1973年以降に製造された車両
- 1973年以降に製造された非積載重量が1,000ポンド以上のトレーラー
- 1995年以降に製造された、幅8フィート以上、または運搬時の長さが40フィート、または敷地内に設置した際に320平方フィート以上の製造住宅

1. 権利書申請書(Application for Title) (form MV-82TON*)またはVehicle Registration/Title Application (form MV-82*)。
2. 所有権を証明する書類(P3参照)。所有者が2名以上いる場合、Partnership or Joint Ownership (form MV-83T*)も提出すること。
3. 所有者の身分証明書の提示(P1「新規登録」No.6を参照)。
4. 所有権が法人名義の場合は、法人設立を証明する書類を提出すること(P4参照)。
5. 権利書をパートナーシップ名義にする場合、パートナーシップを証明する書類を提出すること(P4参照)。
6. 売上税納税済の証明：各DMVで入手可能な領収書(form FS-6T)、またはNY州ディーラー発行のRetail Certificate of Sale (form MV-50) (P4参照)。
7. 車両が以下に当てはまる場合、Odometer Disclosure Statementの提出：2011年以降に製造されたモデルで、製造後20年以内に譲渡された車両(P1「新規登録」No.11参照)。所有権を証明する書類にOdometer Disclosure Statementが含まれない場合、新所有者と売主はform MV-103*内「Odometer Disclosure Statement」への記入および署名を行うこと
8. 所有権を証明する書類がNY州発行である場合、かつ車両が製造より8年以内または新車である場合、Damage Disclosure Statementを提出すること。所有権を証明する書類にDamage Disclosure Statementが含まれていない場合、新所有者と売主は、書式MV-103*のDamage Disclosure Statementの項目を記入し、署名すること。
9. 「Commissioner of Motor Vehicles」を支払先とする小切手または郵便為替。権利書申請にかかる費用は以下の通り：
 - 車両、トレーラー、船舶：\$50
 - 製造住宅：\$125権利書のみ申請は、ほとんどの場合、各DMVオフィスで手続き可能(下記「注：」項参照)。また、必要書類の下記の住所への郵送申請も可能(身分証明書、法人証明書またはパートナーシップ証明書はコピーを送付のこと)。

Title Bureau
NYS Department of Motor Vehicles
6 Empire State Plaza
Albany NY 12228

この住所に自動車登録申請書を郵送しないでください。

注：郵送可能なのは下記を含む権利書の申請書のみです：

- Garageman Liens
- Salvage Certificates
- 製造住宅
- 船舶
- 保税車両
- レモン法(Lemon Law)に基づき購入者から返品された車両の権利書を取得を希望するディーラーまたは製造者。

提出可能な証明書（原本のみ）：

所有権の証明 どれにも当てはまらない場合、dmv.ny.govまたはDMVオフィスでご確認ください。

1. NY州のディーラーから購入した車両である場合：
 - a. **新車の場合**：販売店発行のRetail Certificate of Sale (form MV-50)またはNY州陸運局(DMV)発行の取引レシート及び製造者原産地証明書(a Manufacturer's Certificate of Origin)。
 - b. **中古車の場合**：販売店発行のRetail Certificate of Sale (form MV-50)またはNY州陸運局発行の取引レシート及び権利書または譲渡可能な登録証のいずれか。

2. NY州外以外のディーラーから購入し、所有権が先取特権者にならない場合：
 - a. **新車の場合**：売渡証(bill of sale)及び新所有者に譲渡済の製造者証明書(MCO)。MCOに譲渡のためのスペースがない場合は、譲渡のたびにMCOと売渡証。
 - b. **中古車の場合**：売渡証(bill of sale)及びNY州外で発行された権利書または譲渡可能な登録証、および再譲渡書。

3. 車両を州外で購入し、先取特権者が所有権を保持している場合：
 - a. 先取特権者または州外の自動車代理店が証明した**所有者名義の権利書のコピー**。証明書は、同じページまたはMemorandum of Title、またはDMV発行の所有権証明書に記載され、車両の所有者の名前が記載されていること、及び
 - b. 所有者の氏名、車両の年式、メーカー、車両識別番号(VIN)が記載された、先取特権者からの陳述書の提出。陳述書は、先取特権者のレターヘッドを使用し、先取特権者がオリジナルの権利書を保有し、NY州での車両登録に権利書のコピーが使用されることを理解している旨が記載されていること。陳述書にはいかなる条件も付記されていないこと（例えば、先取特権者はDMVに車両登録完了の通知要求は不可）。

重要：州外で発行された所有権を証明する書類がDMVに提出されるまでは、DMVが譲渡可能な登録証や権利書の発行することはできません。NY州権利書申請、先取特権者から渡された権利書または所有権に関わる書類、NY州登録証のコピーは下記住所まで郵送ください。書類到着後、DMVより権利書または譲渡可能な登録証を郵送します。

Title Bureau, NYS Department of Motor Vehicles, 6 Empire State Plaza, Albany NY 12228

-
4. 州外のリース会社から車両をリースしており、権利書はリース会社にある場合：
 - a. リース会社名義の州外発行の権利書コピーを提出、及び
 - b. リース会社が、の権利書のコピーがNY州での車両登録に使用されることを認め、理解する旨を記載した文書、及び
 - c. 車両の所有者がVehicle Registration/Title Application (form MV-82*)内「If the OWNER of the vehicle is DIFFERENT from the REGISTRANT」セクションの必要事項に記入署名すること、または車両所有者があなた（申請者）がNY州で車両登録申請を行うことを許可する委任状(Power of Attorney)。
 - d. 月々のリース料とリース期間が記載された車両リース書類のコピー。
注：リース料の残額に対してNY州の売上税を支払わなければならない場合があります。

リース車両を購入する場合、リース会社より権利書の譲渡が必要となります。車両の所有権変更には、form MV-82*またはMV-82TON*による申請と、売上税納税が必要です。

保険加入を証明する書類

1. 登録者名義の有効なNY州保険証、または
2. ハイヤーの場合、form FH-1（Insurance Certificate：保険証明書）、または
3. 連邦運輸省またはニューヨーク州運輸省が発行した許可証、または
4. 自己保険の証明書。

提出可能な証明書（続く）

検査を証明する書類

1. NY州のディーラーから購入した車両であれば**必ず**販売の一環として検査が行われています。検査内容は、Certificate of Sale (form MV-50)またはElectronic Certificate of Sale (form eMV-50)に記載されています。
2. 乗客を輸送する車両は、以下が必須：
 - NYS DOT Operating Authority (参照<https://www.dot.ny.gov/divisions/operating/osss/bus/passenger>)；
 - NYS DOTによる検査 (参照<https://www.dot.ny.gov/divisions/operating/osss/bus/inspection>)；その他
 - 第19条Aの要件 (参照<https://dmv.ny.gov/motor-carriers/information-and-forms-article-19>)
3. その他の車両はすべて、NY州で新規登録後に検査を受けること。車両登録時、10日間の臨時検査ステッカーを付与。10日以内に車検に合格すること。

改造車

1. 車両がリムジン、ストレッチリムジン、または座席数を増やすために改造されている場合には、すべてのラベルまたはプレート（通常は運転者のドアやドアポストにある）の写真またはコピーをDMVに提出する必要があります。リムジン、ストレッチリムジン、またはその他の改造が行われた車両で、乗車定員が大人9人以上（運転者を含む）の場合には、NYS DOT検査レシートの原本またはNYS DOT免除書類を提出する必要があります。
2. **登録/権利書の手続きは、DMVオフィスではできません。**
3. 記入した車両登録申請/所有権申請、必要書類、支払いは次の宛先に郵送する必要があります。**NYS Department of Motor Vehicles, Registration Services Unit, 6 Empire State Plaza, Room 326, Albany NY 12228**（配達記録付き郵便は必須ではありませんが、強くお勧めします）。

売上税納税済の証明

1. NY州のディーラーから車両を購入した場合、Certificate of Sale (form MV-50)。
2. NY州外のディーラー、個人、会社から車両を購入した場合、form DTF-802**。配偶者、親、子、継父母、継子以外の人物に車両を贈与した場合、または市場適正価格を下回って売却した場合、Section 6に必要事項を記入のこと。Section 6がない場合、売主が署名した売渡証が必須。トレーラーの市場適正価格を下回る金額での売却または贈与の場合は、Section 6への記入必須。
3. 売上税の支払免除を申請する場合、form DTF-803**。この場合、免除を証明する書類の提示を求められる場合があります。
4. 消費税が他州に支払われその控除が認められる場合、DTF-804**および売渡証の提出。この場合、残金がある場合は支払う必要があります。クレジットが認められない場合、form DTF-802**も提出のこと。

会社設立を証明する書類

1. 当該企業が登録した車両に発行されたNY州発行の権利書、登録証、またはナンバープレート番号、または
2. Certificate of Incorporationの謄本コピー、または
3. NY州政府発行の捺印証明書、または提出受領書。
4. 法人以外の企業組織（LLP LLCなど）の場合の提出可能な証明書については、DMVにお問い合わせください。

パートナーシップ、DBA、または商号使用を証明する書類

1. パートナーシップの場合：郡役場に提出したパートナーシップ証明書。
2. 商号(DBA)を使用する個人の場合：郡書記が発行したDBA申請受領書のコピー。
3. 仮名を使用している法人の場合：州務局法人部長官が発行した仮名証明書の謄本コピー。

委任状(Power of Attorney)

Power of Attorney（委任状：以下POA）とは、法人又は自然人（すなわち「契約者（本人）」）が、契約者が所有する自動車の購入、販売、登録を行う権限を、POAに基づいて個人（「代理人」）に付与する場合に提示しなければならないものです。POAには以下が記載されていなければなりません：

1. 契約者（本人）がPOAに署名された日付；
2. 契約者（POAを付与する主体）署名、氏名、住所が公証されていること；
3. 代理人（POAに基づき権限を付与された者）の氏名および住所；
4. 法人またはパートナーシップの名称と住所（該当する場合）。

注：代理人（POAの権限を付与された者）は、すべてのフォームの署名の後に「P.A.」と記入すること。

** DTFの売上税フォームは、ニューヨーク州税務財政局からも入手可能です。